

「考えさせられる」葬儀(九)

新型「コロナウイルス」がもたらす葬儀の変化

浄土真宗本願寺派総合研究所

浄土真宗本願寺派総合研究所では、かねてより葬儀の研究を続け、葬儀の現状やその背景について、『宗報』で報告してきました。

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大は、葬儀にこれまでにない大きな変化をもたらし、将来的にも影響を及ぼしていくと考えられます。そこで、社会を揺るがす非常時における葬儀を考えていく必要があるとの観点から、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう葬儀の変化とその影響について検討してみたいと思います。

【要点】・確かな情報をもとに、感染症のを知ることが大切である。

- ・今後も、感染対策を十分に行った上で葬儀を執行する必要がある。
- ・規模縮小、オンラインの活用、火葬の問題など、大きな変化が生じている。

1、客観的事実・根拠に基づく行動

2020年1月、日本で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への感染が確認され、2月には、クルーズ船での大量感染が確認されました。3月11日、世界保健機関(WHO)が「パンデミックとみなせる」と表明し、4月7日、日本で初めて緊急事態宣言が発令されました。そして、学校等の休校、

イベント等の開催制限、施設等の使用制限、在宅勤務（テレワーク）の推進、外出の自粛などの対策がとられてきました。

「クラスター」「オーバーシュート」「ロックダウン」「濃厚接触」「3つの密」……。社会には、聞き慣れない言葉、数字、さまざまな情報が飛び交いました。新型コロナウイルス感染症の影響は、私たちの今日・明日の生活を直撃し、現在でも感染への不安を抱えています。このような状況の中で私たちがまずすべきことは、確かな情報を知り、行動していくことです。

(1) 法律・公的機関の発表

今回の感染症に関しては、さまざまな情報が流布しています。今回の感染症に関する法律や、公的機関による発表（一次情報）を知ることが重要です。具体的な感染症の予防としては、「3つの密」（密集・密接・密閉）を避けること、手洗い・消毒などの手指衛生、マスク着用などによる咳エチケットの励行などが推奨されています。

葬儀に関してもいくつかの発表がありました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴って改正された法律などには、遺体や火葬についての条項があり、公的機関などによる発表では、感染対策について詳しく述べられています。

感染症に関して特に注意すべき点は、「自分自身の感染と、他の人への感染」への対策であり、葬儀にもあてはまります。この点については、本稿「2、求められる感染対策」および「3、

葬儀の変化を考える」で取り上げます。

(2) 仏教界の動向

感染拡大や感染予防に関する、浄土真宗本願寺派をはじめとする仏教各派の取り組みなどについては、全日本仏教会や浄土真宗本願寺派HPの当該頁をご覧くださいと、確認できます。なお、『本願寺新報』2020年5月20日号の「アイ明日の宗門を見る」第1回に、「宗門の新型コロナウイルスへの対策」が掲載され、『宗報』にも宗門としての対応が随時掲載されています。

(3) 葬儀の実態調査

新型コロナウイルス感染症の影響については、さまざまな調査が行われています。仏教関連では、全日本仏教会と大正大学（地域構想研究所・BSR推進センター）で調査が行われました。全日本仏教会の調査報告によれば、葬儀や法事を控えた方が49%、事業収入の減少があった方が77%とされ、葬儀の執行や寺院運営に大きな影響があることが示されています。

大正大学の調査では、葬儀の変化として、会葬者の人数が減った（88・6%）、一日葬¹など葬儀の簡素化（41・0%）、打ち合わせ時間の短縮（12・2%）が挙げられています。

各種発表や調査の詳細などは、各HPに掲載されている報告書をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症関連 HPで確認できる情報（まとめ）

〔法律〕

感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律 第 30 条（死体の移動制限等）	平成二十六年十一月二十一日公布 （平成二十六年法律第百十五号）改正
参照 URL	https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=410AC000000114
新型インフルエンザ等対策特別措置法 第 56 条（埋葬及び火葬の特例等）	令和二年三月十三日公布 （令和二年法律第四号）改正
参照 URL	https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=424AC0000000031

〔公的機関の発表〕

内閣官房	新型インフルエンザ等対感染症対策
参照 URL	https://corona.go.jp/
厚生労働省	新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方向け） 3 遺体等を取り扱う方へ ※令和 2 年 4 月 15 日版
参照 URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19_qa_kanrenkigyou.html

〔仏教界の動向〕

全日本仏教会	新型コロナウイルス感染症への加盟団体の対応 http://www.jbf.ne.jp/activity/3474/3483/3813.html 新型コロナウイルス感染拡大に対する理事長談話「いま寺院の果たすべき役割」 http://www.jbf.ne.jp/activity/3474/3483/3826.html
真宗教団連合	新型コロナウイルス感染症への加盟宗派の対応 https://www.shin.gr.jp/info/covid19/index.html
浄土真宗本願寺派 （西本願寺）	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する対応について http://www.hongwanji.or.jp/project/news/n002952.html

〔新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査〕

全日本仏教会	「新型コロナウイルス感染症による影響について」 * 2020 年 4 月 20 日～5 月 31 日実施。合計回答数 400 件（うち寺院 364 件） * 2020 年 6 月 11 日、アンケート調査報告を公表。 http://www.jbf.ne.jp/activity/3474/3483/3839.html
大正大学地域構想研究所 BRS 推進センター	「寺院における新型コロナウイルス」による影響とその対応に 関する調査」 * 2020 年 5 月 7 日～5 月 24 日実施。有効回答数 517 名。 * 2020 年 6 月 3 日、集計結果（第一報）の報告…前半（問 7 まで） * 2020 年 6 月 19 日、報告 PDF の公開。 https://chikouken.org/10879/

2、求められる感染対策

現在、根絶したとされる感染症は、天然痘の一例のみです。今回の新型コロナウイルス感染症についても、感染症の全てが今年中にわかる、といった類いのものではないようですし、ワクチンや治療薬の精製・普及についても、見通しがたつていません。おおよその終息をみたとしても、最終的に根絶されるのかどうかについては、現段階ではわかっていません。

私たちとしては、ウイルスを根本的に退治すると考えるのではなく、ウイルスに向き合い、まずはこれまで行ってきた基本的な対策を続けていくことが求められます。

(1) 感染予防

葬儀の執行にあたって最も注意すべきことは、遺族・参列者・僧侶・葬儀社なども含めて葬儀の場に集まった人の間での感染予防です。無症状感染者（不顕性感染）の方が参列する可能性もあるため、感染の危険性は完全には拭きません。

感染予防の観点から、まずは厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ & A」に示されている事項に従い、

手指衛生（手袋の着用、流水・石けんによる手洗い、速乾性擦式消毒用アルコール剤の使用）など感染防止策の基本を
実施

が求められます。このことは感染の有無に関わらず、葬儀に関わる全ての人が励行すべきことでしょう。

(2) 感染症がもたらす不安

日本赤十字社HPには「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！〜負のスパイラルを断ち切るために〜」（PDF）が公開され、感染症には、病気そのもの、不安や恐れ、そして「嫌悪・偏見・差別」があると指摘しています。

私たちは、得体の知れない病気への不安や、感染すること・感染させることへの不安を現在も抱えています。不安や恐れに苛まれたとき、私たちは「気づく力、聴く力、自分を支える力」が弱まり、その不安や恐れが他人に伝染していきます。その結果、「嫌悪・偏見・差別」という第3の「感染症」が起こるといいます。

不安や恐れは、人と人との間で伝染します。なおかつ見えないうイルスが相手ですので、私たちは、見える「敵」を作り出そうとします。そして特定の対象を見える敵とし、嫌悪の心を生み、偏見・差別することで、自分だけの安心感を得ようとするのです。

「その安心は、本当に確かなものだろうか」

自分自身の普段の行動を振り返りながら、考えていく必要があるように思います。見えないウイルスは、私たちの生活を揺るがす大きな脅威ですが、それと同等あるいはそれ以上の脅威

が、これまでの人と人との信頼関係や社会のつながりが失われていくことではないでしょうか。

専門家でない私たちの立場で、感染症のメカニズムや対処法を考えることは難しいことですが、私たちの不安や恐れが他の人やものに向かったときに、何が起こったのかを知らなければなりません。感染者への差別、そして、医療従事者などへの差別はすでに起こっています。

3、葬儀の変化を考える

各種媒体で葬儀の変化について報じられていますが、実際には個々の状況に応じて、各寺院や僧侶あるいは葬儀社などが対応しています。通夜・葬儀での感染の発生は日本だけでなく海外でも起こっており、事前に感染防止に関して必要な留意点を確認しておくことが求められます。

葬儀の変化は、具体的には次のようなもので、主として葬儀の場が集まった人の間での感染を防ぐための措置と考えられます。

- ・ 参列者の減少（焼香のみの参列を含む）。
- ・ 会食の中止。
- ・ 1～2 m以上の距離を空ける（ソーシャルディスタンスの確保）。
- ・ 参列への不安を解消するため、オンライン中継によって参

列する方法。

・ オンラインでの香典・香典返し。

・ 火葬および簡素な葬儀を行い、後日お別れ会を行うプランの登場。

こうした変化に伴い、(1)葬儀の意味、(2)オンライン、(3)火葬に関する3つの課題が浮かび上がってきています。

(1) 葬儀の意味

1995年頃から、葬儀が大きく変化し、小規模化が進んだことは、各所で指摘・報道されています⁴。その背景には、人口の移動や減少、少子・高齢化、家族の変容などが複雑にからみあっています。

そのような中で、今回の新型コロナウイルス感染症への不安は、「簡素化」「小規模化」に拍車をかける可能性があります。また、感染防止の観点から、「集まる」ことすら不可能となり、あるいは憚られるようになったことで、大切な人の「死」を体感することが、文字通り無くなってしまったケースさえ報じられました。

このとき、「葬儀の意味」が僧侶に問われてきます。浄土真宗の葬儀は、故人を偲ぶとともに、有縁の人々が寄り集まって、一連の葬送儀礼の中で、故人も遣された者もひとしく阿弥陀仏に救いとられるという教えを聞かせただく「仏縁」「法縁」の場です。仏縁・法縁の場になかなか集まらない状況において、

そうした場を補う可能性として注目されているのが「オンライン」です。

(2) オンライン

死亡年齢が徐々に高まり、遺族の高齢化も進んでいる現代日本においては、連日の参列が難しいことなどから、「ワンデーセレモニー（一日葬）」などが登場しています。今後参列が難しい方には、新たなサービスとしてオンライン中継（リモート）は役立つ場面が増えるでしょう。新型コロナウイルス感染症への不安が減ったとしても、今後も需要が高まっていくことと思います。

一方、これまで当たり前のように行ってきた、葬儀会場まで向かう時間、遺体となった故人と対面すること、遺族や有縁の方との対話など、直接的な「儀礼」以外の要素を「オンライン」で補うことができるのが懸念されます。「葬儀の意味を問う」とは、そうした「体験的」「身体的」に時間をかけて「死」と向き合うことの意味を問うことでもあるからこそ、これら一つひとつの意味を、今だからこそ考えておく必要があると思います。

また、利便性への欲求が高まることで、「オンラインでいい」と思うのならば、「従来の葬儀」はすべて成り立たなくなります。もし参列できるにもかかわらず「オンライン」で済ませようとなったとき、「オンライン」の葬儀が加速することを推奨す

べきなのかを、私たちはよく考えておく必要があると思います。

集まること、会うこと、触れることで築かれ行われてきた儀礼や伝統・文化、そして人と人との関係性が、「オンライン」が加速することでどのように変わっていくのか、大切なものを失ってしまったらいいか、という点は注意しておかなければなりません。

(3) 火葬が先か、葬儀が先か

仏教では古くから火葬が行われてきましたが、日本では、かつて風葬・土葬・火葬などさまざまな葬法がありました。明治時代以降、都市部に人口が集中したことも相俟って、公衆衛生の観点から火葬が広く行われるようになり、昭和以降に普及します。近年は公営・民営の火葬場が整備され、現在では99.9%が火葬であるといわれています。

1948（昭和23）年に制定された「墓地、埋葬等に関する法律」では、死後24時間以内の火葬は禁止されています。ただし、新型コロナウイルスの感染者などについては、改正された法律に基づき、厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」（関連業種の方向け 令和2年4月15日版）において、

新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体は、24時間以内に火葬することができることとされており、必須ではありません（感染症の予防及び感染症

の患者に対する医療に関する法律第30条第3項、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条)。感染拡大防止対策上の支障等がない場合には、通常の葬儀の実施など、できる限り遺族の意向等を尊重した取扱をする必要があります。

と記されています。

ここで述べられていることは、次の2点です。

- ・ 死後24時間以内に火葬できるが、必須ではない
- ・ 感染対策が充分になされている場合は、遺族の意向を尊重して取り扱う

実際には、遺族と面会することなしに火葬されたことなどが報じられました。故人のご遺体と向き合う最期の時間をもつこともできないことは、遺族にとって深い悲しみ・苦しみであることと思います。日本でも地域によっては、先に〈火葬〉を行い、その後〈葬儀〉を行う、「骨葬」を行っています。〈火葬〉が先であっても、〈葬儀〉を執り行う意味は、浄土真宗では変わりありません。ただ、自分が思っていた形式とは異なる形で行われた場合、やはり違和感を抱く方もいらっしゃるでしょうし、今後どのように推移していくかは、時間が経過しないとわからない問題でもあります。

4、まとめにかえて

今回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う各所の対応を紹介し、また、葬儀が直面している問題点について指摘しました。僧侶としては、葬儀を執り行う意味を発信すると同時に、死を迎える方や、大切な方を失った遺族に寄り添った葬儀を行っていくことが、より一層求められます。同時に、僧侶の行動も問われてきます。新型コロナウイルス感染症がもたらす変化は、誰もが「初めて」経験することです。だからこそ、「自分はどう思う」ということではなく「相手がどう思うだろうか」ということを大切にし、時間が無く対面できない中でもさまざまな方法を駆使して対話を重ね、よりよい葬儀を模索していくべきだと感じます。

また、葬儀を行うときには、今後も十分な感染対策が行われることが前提となりますが、僧侶がこのことを軽視した振る舞いをしてしまうと、遺族側に不安あるいは不快な思いを抱かせるかもしれません。社会の中で生きている私たちとしては、互いに他人に不安を抱かせないこと、他の人に思いやりの心をもって接することを意識して、率先して行動していきたいと思えます。

さらに、大規模災害などにより多くの死者が発生した場合について、例えば、2011年の東日本大震災においては、仮に

埋葬をし、後に火葬や葬儀を行うなどされました。今回の新型コロナウイルス感染症に限らず、近年、日本や世界では、幾たびも大規模地震、台風（暴風）、豪雨などの災害に遭ってきました。こうした（従来の葬儀）が行えない（緊急時・災害時に、どのように対応すべきか）という問題は、これまでまとまって研究・報告・検討されず、具体的な対応策ははまだ構築されていません。

葬儀に関して研究を継続してきた総合研究所としては、〈従来の葬儀〉では対応できない場面に遭遇したときに、葬儀はどのように行われるべきなのかを、自分の事として、そして大切な人の事として、早急に考えていく必要があると感じています。経験された方々や過去の先人たちの事例に学ぶことを通して、継続して葬儀の課題に取り組んでいきたいと思えます。

（報告者 岡崎秀磨・富島信海）

- 1 ワンデーセレモニーとも呼ばれる。お通夜などをせず、1日で葬儀が終わる形式。『宗報』掲載記事「考えさせられる葬儀(一)」（2018年7月号）参照。
- 2 国立感染症研究所HP参照。WHOが1980年5月に天然痘の世界根絶宣言を行い、以降、世界中では天然痘患者の発生はないとされています。
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/445-smallpox-intro.html>
- 3 日本赤十字社HPより「新型コロナウイルスの3つの顔を知

ろう！〜負のスパイラルを断ち切るために〜」（2020年3月26日公開）を一括ダウンロードできます。http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html
また、日本赤十字社HPには、ほかに「新型コロナウイルスによる3つの感染症」「ウイルスの次にやってくるもの」「感染症流行期にこころの健康を保つために」などが随時公開されています。ぜひご参照ください。

- 4 碑文谷創「葬式仏教」再考」(SOG)154・155合併号、2016年)
- 5 浄土真宗本願寺派「宗報」掲載記事「考えさせられる」葬儀(一)」（2018年7月号）、「同(二)」（2018年8月号）、「同(四)」（2019年7月号）など。なお、これらの記事は浄土真宗本願寺派総合研究所HP (<http://jsoken.jp/download/9601>)でも閲覧できます。
- 6 『浄土真宗本願寺派葬儀規範』解説―浄土真宗の葬送儀礼―（本願寺出版社、2010年）9頁など。
- 7 碑文谷創「現代葬儀考 火葬と埋葬―東日本大震災の仮埋葬」(https://hajime-hinonyacom/?page_id=60)ほか参照。
- 8 なお大規模災害における遺体への対応については、「広域火葬計画の策定」(平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)に基づいて各自治体で対応計画が立てられています。厚生労働省HPには、「大規模災害時における御遺体の埋火葬等の実施のための基本的指針」(平成26年7月30日通知)が示されています。